

平成30年第2回辰野町議会定例会会議録（16日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成30年3月20日 午後2時開議
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	小澤睦美	2番	向山光
3番	熊谷久司	4番	山寺はる美
5番	篠平良平	6番	中谷道文
7番	宇治徳庚	8番	成瀬恵津子
9番	瀬戸純	10番	宮下敏夫
11番	根橋俊夫	12番	垣内彰
13番	堀内武男	14番	岩田清

5. 会議事項

- 日程第1 議案第15号 辰野町工場立地法準則条例の制定について
- 日程第2 議案第23号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第13号 辰野町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第14号 辰野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第22号 辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第37号 債権放棄について
- 日程第7 議案第1号 平成30年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、
1 議会費、2 総務費、4 衛生費の内水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費

- 議案第 2 号 平成30年度辰野町上水道事業会計予算
- 議案第 3 号 平成30年度辰野町簡易水道特別会計予算
- 議案第 4 号 平成30年度辰野町公共下水道特別会計予算
- 議案第 5 号 平成30年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算
- 議案第 6 号 平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算
- 議案第11号 平成30年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第 8 議案第 1 号 平成30年度辰野町一般会計予算の歳出の内、 3 民生費、
4 衛生費（水道費を除く）、10教育費
- 議案第 7 号 平成30年度辰野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 8 号 平成30年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
- 議案第 9 号 平成30年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第10号 平成30年度町立辰野病院事業会計予算
- 議案第12号 平成30年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第25号 平成29年度辰野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第10 議案第27号 平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第11 議案第29号 平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第12 議案第30号 平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第13 議案第33号 平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第14 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第15 議員提出議案の審議について
発議第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第16 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 考
総務課長	一ノ瀬 元 広	まちづくり政策課長	加 藤 恒 男
住民税務課長	伊 藤 公 一	保健福祉課長	小 澤 靖 一
産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹	建設水道課長	西 原 功
会計管理者	小 野 耕 一	こども課長	武 井 庄 治
生涯学習課長	原 照 代	辰野病院事務長	今 福 孝 枝
社会福祉協議会事務局長	赤 羽 昇		

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	赤 羽 裕 治
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 2 番	向 山 光
議席 第 3 番	熊 谷 久 司

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、第 2 回定例会第 16 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 15 号、辰野町工場立地法準則条例の制定について。日程第 2、議案第 23 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について。以上、2 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、熊谷久司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（熊谷）

本定例会初日に当委員会に付託されました、議案第15号と議案第23号について、審査状況を報告いたします。議案第15号は、3月15日午後1時から総務産業常任委員会室において、全委員出席のもと、産業振興課担当者に内容説明を求め、質疑を行いました。議案第15号、辰野町工場立地法準則条例の制定について報告します。産業振興課からの説明では、工場立地法の一部改正により、都道府県から町へ事務権限の委譲が行われたことに伴い、工場の緑地及び環境施設の敷地面積に対する町独自の割合を定めるものです。具体的には、建築面積が3,000平方メートル以上の工場において、現行では緑地面積率が20%以上、環境敷地面積率が25%以上であったものが、それぞれ10%以上、15%以上に改正するもので、駐車場等を広くしたい工場にとって有利になります。質疑では1、「この条例制定により工場を拡張することができるようになるのか」の質問に対し、「工場の建築面積は、敷地の65%以下という建築基準法の規則があるのでできないが、駐車場、事務所、倉庫などを拡張することができる」との答弁でした。2、「この条例に当てはまる工場は、町内にどの程度あるのか」の質問に対し、「宮木の都市計画工業地域に指定されたところや新町工業団地、北沢工業団地などに多くある」との答弁でした。以上の質疑応答の後、採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。議案第23号は、3月14日午後3時半から総務産業常任委員会室において、全委員出席のもと、まちづくり政策課担当者に内容説明を求め、質疑を行いました。議案第23号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について報告します。まちづくり政策課からの説明では、たつの未来館開設にあたり使用料条例の一部を見直すもので、多目的スタジオ1、2、3及びボルダリングルーム、アクティビティテラスの使用料料金設定にあたり、できるだけ定額にして、大勢の利用者数を指すものとありました。質疑では1、「スラックラインは貸し出すこともできるとのことだが、何本あるのか」の質問に対し、「台にセットされたものは1台で、ほかに貸し出し用の紐だけのものが3本あるが、これはイベント等に用いられる想定である」との答弁でした。2、

「ボルダリングは利用者の怪我の心配があるが、保険加入についてどうなるのか」の質問に対し、「ボルダリングの初回利用者には、必ず講習を受けていただく。保険加入について、先進地の状況を調べた範囲では、そこまではしていない。利用者に対して自己責任であることを伝えていかなければならない」との答弁でした。

3、「利用者が1箇所の料金で、複数箇所使用することの防止策はどう考えているのか」の質問に対し、「色分けのものを付けてもらうなど、検討をしている。5月開設に向け、管理手法についてシュミレーションを行っているところである」との答弁でした。以上の質疑応答の後、採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。

○議長

これより委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより議案第15号、辰野町工場立地法準則条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号、辰野町工場立地法準則条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第23号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第23号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。日程第3、議案第13号、辰野町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する条例の制定について。日程第4、議案第14号、辰野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。日程第5、議案第22号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。日程第6、議案第37号、債権放棄について。以上、4議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、垣内彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（垣内）

それでは報告いたします。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託された条例審査及び債権放棄審査は、次の4件であります。議案第13号、辰野町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する条例の制定について。これは介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が、市町村へ委譲されることに伴い、条例を制定するものであります。議案第14号、辰野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。これは介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業所の指定権限が市町村へ委譲されることに伴い、条例を制定するものであります。議案第22号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、介護保険法の改正に伴い、地域密着型サービス事業内容を変更するため、条例の一部を改正するものであります。委員からは、「事務量が増えることになるのではないか」との質問があり、担当係長からは、「居宅が下りてきただけでも、かなりの事務量になる。監督・指導等も入るので大変になるだろう」との所感が述べられました。また、医療・介護・福祉の分野で、市町村が指導・監督するということが、

今まで何かあったかとの問いに、「なかったと思う。そのための担当者の研修も増えている」との回答がありました。議員からの「介護医療員というのとは何か」との問いには、「日常的な医学管理が必要な、重介護者の受け入れや看取り、ターミナル等の機能と生活施設の機能を兼ね備えた新たな介護保険施設である」との説明がありました。次に議案37号、病院会計診療費一部負担金債権放棄について報告いたします。本議案における放棄債権の件数は38件、総額 213 万 1,239 円であります。委員からは「平成27年に診療していて、居所不明というのとはどういうことか。2年の間に不明になってしまうのか」との質問がなされ、担当から「時間外、救急で来院され、住所を書かれるが、それが違っていたりすると、居所不明で請求書が戻ってきてしまう例がある」との説明でした。38件についてやむを得ない措置と判断いたしました。以上、福祉教育常任委員会に付託された条例審査3件及び債権放棄1件は、すべて全員一致で可決すべきものと決しました。全議員の賛同をいただき、可決くださいますようお願い申し上げます。以上、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第13号、辰野町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第13号、辰野町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第14号、辰野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号、辰野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第22号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第22号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第37号、債権の放棄についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第37号、債権の放棄については、委員長報告のとおり可決されました。日程第7、議案第1号、平成30年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1 議会費、2 総務費、4 衛生費の内水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費。議案第2号、平成30年度辰

野町上水道事業会計予算。議案第 3 号、平成30年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第 4 号、平成30年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第 5 号、平成30年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第 6 号、平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第11号、平成30年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算。以上、7 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、熊谷久司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（熊谷）

本定例会初日に当委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 6 号までと、議案第11号についての審査状況を報告します。3月14日午前9時から全員協議会室において、総務産業常任委員会、及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、委員全員出席のもと、住民税務課、及びまちづくり政策課の担当者から歳入全部についての説明、及び質疑を行いました。また、同日午前10時30分から、そして翌日午前9時から総務産業常任委員会室において、委員全員が出席し、関係課担当職員出席のもと、慎重に審査を行い、3月16日午前9時から4箇所について、現場調査を実施いたしました。以下、質疑を中心にその概要を報告します。議案第 1 号、平成30年度辰野町一般会計予算に関する審査結果を報告します。まず質疑ですが、1、歳入に関して。ア、「財政調整基金残高の増減は、国が支給する地方交付税額に影響があるのか」の質問に対して、「今年度に入って、基金の調査が頻繁に行われるようになったが、背景に国の借金拡大と地方の基金残高の関係で、財務省と総務省が地方の基金残高について、あり方を検討している、そのことがある。町としては従来どおり、基金取り崩しは極力抑えてく方針に変わりはない」との答弁でした。イ、「地域おこし協力隊が30年度、9人増加され12人になるが、国の方針に沿ったものか」の質問に対し、「国が特に拡大方針というわけではなく、町が積極的に推進しているものであるが、国から入ってくる地方創生推進交付金等の範囲で、報酬と活動費を賄っている」との答弁でした。2、歳出に関して。1. 議会費について。ア、「監査委員事務の法律相談謝礼について、どんな内容か」の質問に対し、

「法的に不明な場合、法律事務所に相談することがあり、その謝礼である」との答弁でした。イ、議員共済組合負担金について。「今は議員年金制度はないが、この内容は」の質問に対し、「平成23年に、議員年金制度は廃止されたが、その以前の議員の該当者に年金支給されており、町内には現在、13人ぐらいが該当している」との答弁でした。2. 総務費について。ア、「たつの未来館運営事業関係に地域おこし協力隊が2名配置されているが、どんな構想なのか」の質問に対し、「総合アウトドア関連と呼ばしてもらい、施設運営だけでなく、インストラクター的な活動もしてもらえたらと考え、ボルダリングの研修を受けさせる予定」との答弁でした。イ、「たつの未来館運営事業の委託料の中で、施設運営業務委託料というものがあるが、これはどんなことを計画しているのか」の質問に対し、「未来館は夜間、土日、祝日も運営が必要になる中で、町内でトレーニングジムを運営している業者などが、未来館の運営に興味を示している」との答弁でした。ウ、「情報通信事業の委託料の中で、ほたるチャンネルの番組表が表示されないが何とかならないか」の質問に対し、「番組表表示システムの導入が必要になるが、辰野町は見合わせている」との答弁でした。さらに、「今後のことで相談していかなければならないことがある」とのこと、今諏訪圏の市町村でケーブルテレビを導入しているのは、岡谷市、諏訪市、辰野町だけになってしまっている。原村はやめてしまったし、茅野市は議会中継のみ残しているが、今の機械設備が使える間だけのこと。実は、しっかり番組をやっているのは辰野町だけという状況であるとの説明でした。エ、ホテルの町PR動画作成委託料について、「外国人向けの動画を作ったらどうか」の質問に対し、「今考えているのはホテル関係はもちろんだが、企業誘致やJR辰野塩尻間の観光用動画など外国人向けとしては、中国よりも台湾を意識している」との答弁でした。オ、ESP業務委託料について。「昨年12月に契約した、新電力会社はどのように選定したか」の質問に対し、「まず、ESP業務の委託先は、中部電力管内ほとんどの市町村が使っているプロバイダーを選定し、このプロバイダーが数社の新電力会社から見積もりをとり、一番有利な会社に決定した」との答弁でし

た。また、「新電力にするとどのくらい安くなるのか」に対し、「町内21施設全体で、年間1,265万円の効果があると試算されている」との答弁でした。カ、新規に盛り込まれた空き家等解体補助金について。「町民への広報はどのようにしていくのか」の質問に対し、「まず4月に新聞記事にしてもらい、その反応をみながら広報たつのに掲載していきたい。また、固定資産税の納税通知書発送時に知らしていくことも考えている」との答弁でした。キ、「県地方税滞納整理機構負担金の額、94万円はどのように決まるのか」の質問に対し、「均等割、件数割、前年度の実績割の合計額で、今年度3月9日現在の実績は、滞納総額約1,600万円の内、159万円が徴収されているが、1件およそ1,000万円というものが残っており、30年度も継続して滞納整理機構に依頼していく」との答弁でした。ク、「コンビニ納付の事業状況はどうか」の質問に対し、「平成21年に始まった制度だが、最初の年は1,820件であったものが徐々に増えて、平成28年に1万2,860件、平成29年には1万4,600件となっている」との答弁でした。衛生費の内の水道費については、特に質疑はありませんでした。4、農林水産費について。ア、「地域おこし協力隊の農家民泊はどんな活動を目指すのか」の質問に対し、「民泊施設に宿泊し、農業体験をしてもらって体験型観光のビジネスモデルを築きたい。その中では、あさひ農村地区協議会やかやぶきの館と連携して進めていきたい」との答弁でした。イ、「農業次世代人材投資事業交付金、これはどんな内容か」の質問に対し、「昨年度まで青年就農給付金と呼ばれていたもので、新規就農者に最長5年間150万円、夫婦には225万円の補助金を給付する制度であり、30年度は3名の予定で、それぞれりんご果樹、野菜栽培、そして牛肉飼育に従事する方々である」との答弁でした。ウ、「農業委員に農業経験のない人がなっている。また女性が推進委員になっているが、その様子はどうか」の質問に対し、まちづくりの観点から人選されている。また、女性は小規模農業に理解が深いところがある。そして1名は、上伊那女性農業委員会の会長を務めている」との答弁でした。エ、「土作りセンターは、設備の老朽化が著しいと聞いているが、その後どうか」の質問に対し、「確かに古くなっていて、

故障破損を修理しながらなんとか継続している状態ではある」との答弁でした。オ、「食の革命プロジェクト運営協議会負担金が30年度も載っているが、その状況はどうか」の質問に対し、「六次産業化を目指して、加工セミナーを開いたり、加工設備の補助金を出している蔵番、あんぽ柿、雑穀などがある」との答弁でした。商工費について。ア、南信工科短大就学補助金について。「卒業後の就業場所に条件を設けているのか」の質問に対し、「努力義務ではあるが、卒業後町内に在住し、町内企業に就職を求めている」との答弁でした。イ、企業アドバイザー謝礼について。「業種によって相談内容が異なるが、どんなアドバイザーがいるのか」の質問に対し、「2名を予定していて、2人とも今までテクノプラザで企業アドバイザーをやっていて、すでに経験のある方である」との答弁でした。なお、町内の事業者数の8割を占める小規模企業は、就業機会の提供、地域経済の安定など辰野町の経営基盤、経済基盤、社会基盤を支える存在であり、辰野町の活性化のためには、小規模企業対策の一層の推進が求められています。そんな中で、町内の小規模企業者の活躍を後押しする上で、辰野町小規模企業振興条例の制定を必要と捉え、制定に関する検討を町長に要望いたしました。6. 土木費について。ア、「道路網計画検討調査業務委託料とは、どんな内容か」の質問に対し、「道路には街路と生活道路があるが、30年度は生活道路を図にして整理する」との答弁でした。ウ、道路網計画に関して。「バイパスができた場合、バイパスが国道になるとのことだが、現道はどうなるのか」の質問に対し、「その場合、現道は県道になるのが原則で、箕輪の場合、バイパスはまだ暫定扱いなので、両方が国道になっている」との答弁でした。ウ、「荒神山団地取り壊し工事費が盛り込まれているが、新しく町営住宅を建設することはあるのか」の質問に対し、「新しく建てるということはない。今あるものを修理して使っていく、老朽化したものは取り壊し、更地にして分譲していく」との答弁でした。エ、「今、荒神山球場を改修しているが、公式野球場にはできないか」との質問に対し、「公式にするには、グラウンドの土から変えないとできない。また維持管理費が格段に高くなるもので、費用面でも難しい」との答弁でした。オ、

「法定外公共物青線赤線について、減少してきているのか」の質問に対し、「以前その調査はしたが、どうするかについて、方向性ができていないので、関係部署になげかけたいと考えている」との答弁でした。なお、近隣市町村と比べ、道路整備の遅れを指摘する声が多い中で、渋滞箇所や危険箇所を個々に調査検討するだけでなく、将来計画としての町内全体の道路網計画を早期に策定するため、30年度予算化した調査検討等を早急に開始することを町長に要望いたしました。7. 消防費について。「消防団員報酬について、支給方法はどのようになっているのか」の質問に対し、「部長以上は個人口座に振り込まれ、班長以下はまとめて分団に渡している。今は幽霊団員の分は支給されていない。また出動手当では、個人口座に振り込まれる。その額は災害の時の出動に対し、1回1,000円、行事は1回2,000円である」との答弁でした。8. 公債費、予備費については、特に質疑はありませんでした。採決の結果、一般会計の歳入全部及び歳出の内、当委員会に付託された部分について特に異議はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。議案第2号、平成30年度辰野町上水道事業会計予算の審査報告です。質疑では、「配水管漏水調査業務委託に関して、30年度は小野と羽北で実施予定とのことだが、町内にまだ残っているところはあるのか」の質問に対して、「これで調査は町内を一巡することになるが、まだ漏水を確認されるエリアがあるので、調査業務は30年以降も継続が必要になる。29年度の実績としては、調査に500万円、整備に200万円かけて15箇所改修し、漏水量を9万立方メートル減らし、1,690万円相当の効果が上がった」との答弁でした。ほかに質疑がなく、採決の結果、特に異議はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。議案第3号、平成30年辰野町簡易水道特別会計予算について報告いたします。質疑では、法的化準備固定資産台帳整備は、どのような計画で進められているのかの質問に対し、「各簡水からの資料の提出は済んでいるので、29年度から3年間かけて、業者に委託し、現地調査に入っている」との答弁でした。イ、「歳入の繰入金で、穴倉沢の内容は」の質問に対し、「穴倉沢でクリプトが検出されたため、浄水器の施設が必要となり、建て屋等は地元で負担するが、浄水器

本体は町が負担することとなる」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。議案第4号、平成30年度公共下水道特別会計予算について報告いたします。質疑では、「公営企業法適化準備支援委託料とはどんな内容か」の質問に対し、「固定資産の調査のほかに、会計システムに載せる経理関係や、条例の改廃などの準備で、予測不可能な部分について用意したものと」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。議案第5号、平成30年度辰野町特別環境保全公共下水道特別会計予算については、特に質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。議案第6号、平成30年度農業集落排水処理施設特別会計予算についての報告です。質疑では、「平成32年度に、北部処理区と沢底処理区が公共下水道に統合されるが、北部はどこからどこまでなのか」の質問に対し、「今村から唐木沢までである」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。議案第11号、平成30年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算については、特に質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、総務産業常任委員会に付託された、平成30年度予算審査に関する、7議案の審査結果は、以上のとおりでございます。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第8、議案第1号、平成30年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3民生費、4衛生費(水道費を除く)、10教育費。議案第7号、平成30年度辰野町国民健康保険特別会計予算。議案第8号、平成30年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算。議案第9号、平成30年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。議案第10号、平成30年度町立辰野病院事業会計予算。議案第12号、平成30年

度辰野町介護保険特別会計予算。以上、6議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、垣内彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（垣内）

それでは報告をいたします。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました予算関連議案は、議案第1号、歳出の内、3民生費、4衛生費（水道費を除く）、10教育費です。また特別会計予算につきましては、7号から10号及び12号の6議案であります。去る12日、13日の両日、12日は副町長並びに担当課職員、13日は担当課職員の同席を求め、委員全員出席し、慎重に審査を行いました。以下、審査経過でも質疑発言を中心に順を追って報告いたします。第1号議案、平成30年度辰野町一般会計予算、歳出の内の民生費は総額22億9,152万7,000円となり、昨年度当初予算に比較し、1.6%の減額となっています。保健福祉関連では、「民生委員の仕事は何か。個人差が大きいのでは」との問いに、「本来は状況の把握、調査、報告だ。手足代わりとなって手伝えることまでは、求められていない。近年は、個人情報保護の壁ができ、どこまで立ち入って調査していいものかが、悩まれる委員もいる。3年任期で、昨年改選された方は、2年目に入るわけで、仕事にも慣れてきたと思われる。地域包括支援センターも機能してきているので、高齢者の方の情報の引継ぎは上手くできるようになってきている。前任者との引継ぎについては、注意いただくよう会議で伝える」との説明でした。意見として、「民生委員は特別非常勤職員である。町職員なのだから、守秘義務は当然ある。それを前提とした上で、個人情報伝えるべき。住民も民生委員の仕事について、正しく理解すべき」との発言がありました。また、消防のあり方については、「消防委員会で、議論されているが、奉仕団のあり方についての議論はあるか」との問いに、「分団長会議で、奉仕団についての議論も行っている。制服や男性の参加について、あるいは出初式、訓練について話し合われている。奉仕団幹部の中で、実態調査したと聞いている。」との担当課の説明がありました。同様に、幹部と団員との間の意識の違いは大きい。

「日本赤十字社と奉仕団との関係はどうなっているのか」との問いに、「日赤分区としての会議はない。県の会議に、上伊那の代表が参加する形になっている。日赤、事務担当者会議には、役場から職員が参加している」との説明がありました。意見として、「奉仕団の中だけで議論していても、改革の意見はまとまらない。別の組織を設け、第3者も加わって、あり方について検討する必要があると思われる」との発言がありました。衛生費は前年比12%減の総額10億2,576万5,000円となっています。保健衛生費では、精神デイケア健康づくり計画策定委託料について、「委託先は決まっているか」との問いに、「まだ決まっていない」との回答があり、委員からは、「ドクターが関わらない計画はありえないので、信大か厚生連かに監修だけでも頼むべきだ。またそうした繋がりを契機に、医療連携や医師派遣等に繋げていけるように、計画を進めるべき。また、計画策定には、2つの見方が必要と思う。1つは、辰野の事情に精通した、地元医師会の考えを反映した計画。もう1つは、広い視野で、他地域の事情や事例なども踏まえた上での提言なり、対策等を盛り込む取り組み。予算のこともあるだろうから、もう1つをと考えると、別途予算措置が必要になるかもしれないが、検討する必要はあるだろうとの意見もありました。審議の過程で、以下の2件について、町長要望として提出すべきと決し、16日議会事務局を通じ、町長部局へ通知いたしました。1、保健福祉センターの空きスペースの活用については、町の福祉ゾーンの中心部として、地域活動支援センターなど他施設の活用状況を考慮した検討を行うこと。2、赤十字奉仕団のあり方については、奉仕団内部で検討が進められてはいるが、活動のあり方や団員確保等について、外部からも幅広い意見を求めて検討すること。以上であります。教育費は前年比5.9%増の総額8億5,369万1,000円となっています。文化財保護では、北沢工業団地東側の遺跡調査について、「現在のペースで発掘を進め、全体が終わるのは何年後か」との質問に、「はっきりとは言えない。10年か、それ以上と思われる。引き合いのある場所を優先してやっている。まちづくり政策課と協議しながら、企業進出に支障のないようにしている」との説明でした。「小野宿建造物調査委託料

等予算化しているが、町は小野宿を将来的にどういう形にするのか」との質問に、

「この委託料は小野宿、油屋さんの調査である。今年度、明倫館が国の登録有形文化財の指定を受けられた。油屋についても、登録有形文化財の指定にとどめ、有効利用を図って行きたい。矢彦神社の改修工事に関わられた信州大学、土本俊和教授に相談したところ、伝統的建造物群として、保存したらいいのではないかとわれ、協力していただけた。登録有形文化財は、指定有形文化財と違い、保存のための制約は緩い。用途に合わせての改造も可能」との説明でした。図書館について、

「小野図書館のあり方についての検討の進み具合は」との問いに、担当からは「昨年からの検討している。昨年は、利用状況・人数について調査を行った。30年度には、方向性を出したい。伊那街道の北の端、入り口にあたる場所なので、旭地区の伊那街道のビクターセンターとして、活用できるのではないかと説明がありました。委員からは、「図書館として利用するよりも、そうした歴史的・文化財的な価値を活かした使い方、建物を残す方向で進めて欲しい」との要望が出されました。美術館については、「昨年、屋根と発電機を修理した。これで、建物的には修理箇所はなくなったと考えてよいか」との問いに、「築後40年を経過し、老朽化箇所は、次々と出てきている。近い将来、予算化が必要な箇所は多い」との答えでした。社会教育では、男女共同参画推進委員の仕事について、「具体的事業はあるか。提言等出したりするのか。」との質問があがりました。男女共同参画プランを策定し、町長に提言したとの回答に委員からは、「その後の調査、検討、アクションはあるのか。国は組織内の女性割合をガイドラインとして制定させようとしているが、町に対し理解、区の役員、町職員の管理職などでの女性の割合を提言すべきではないのか」との発言がありました。町民会館については、「利用状況について、年間5万から6万人の利用、2階リハーサル室は人気がある。1階会議室も予約が重なる状態。利用世代が変わってきている。大ホールの評価は相変わらず高い」との説明があり、料金体系の見直しについては、平成31年度に改定の予定であり、若干の値上げとなる旨、説明がありました。スポーツ公園管理については、「2027年国体、

長野県開催に向けて、受け入れ協議の検討、設備整備など検討しているか」との問いに、「12月に県内で会議がもたれた。町単独で受けるのではなく、周辺市町村との連携、練習場としての使用等、若い意見も聞きながら何ができるか検討をはじめている」との説明がありました。こども課では、保育園の給食。アレルギー対応の状況と予算措置、発達障害の発見と対応についての質問が出されました。担当課長からは、「アレルギー食、除去食とも言われるが、どの保育園にも多かれ少なかれアレルギーを持つ子どもがいる。人数は増え、度合いは強くなっている。給食職員を増員し、対応している。支援の必要な子どもについては、生まれた時から、保健福祉課の方で、検診の結果等から把握し、保育園に入園する年になったとき、どのような支援が必要になるかというのは、一昨年からはまった子育て支援係の方で調べ、園と保護者と相談し、準備するようにしている」との説明がありました。一般会計予算に対しての主な意見は以上です。次に、議案第7号、平成30年度辰野町国民健康保険特別会計予算の審査について報告いたします。来年度からは、国保財政が県単位となり、歳入歳出ともに大きく変わったため、科目毎の新旧対照表を元に説明を受けました。歳入では、従来の療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の交付措置がなくなり、国庫支出金もなくなりました。国保支出金もなくなりました。歳出では、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金等の負担がなくなった反面、国保事業納付金が新たに発生し、歳入歳出ともに20億2,100万円余の予算となりました。昨年比、4億数千万縮小されたように見えるのは、共同事業拠出金分の5億円が歳入歳出からなくなっているためと解釈することができます。審査の過程で委員から「今までは医療費を押さえ込む努力を町がすれば、そのまま国保税の減額に結びついた。税額を県が決める、緩和措置があるとはいえ、将来的には辰野町では税額が確実に上がってしまう。各自治体毎に医療費削減の意欲がそがれてしまうのではないか」との意見が出されました。「医療費削減の努力をした自治体には、何らかのメリットが与えられるような制度的な工夫が必要」との意見がありました。議案第8号、辰野町国民

健康保険診療所特別会計予算について報告します。第一診療所、川島診療所、それぞれの予算の総額は、655万7,000円で前年比23万4,000円の減となっています。

議案第9号、辰野町後期高齢者医療特別会計予算について報告します。予算総額は、2億8,403万5,000円、前年度比1,666万6,000円の増となっています。8号、9号両議案とも、特に報告する意見はありませんでした。次に議案第10号、町立辰野病院事業会計について報告いたします。収益的収入は、21億4,189万円とし、前年比0.7%の増を見込んでいます。入院収益増についても、約4,000万円を見込んでおり、一般会計からの繰入金は、収益的収入、資本的収入、合わせて4億7,700万円とし、前年比2,520万円の減を見込んでいます。審査の過程で、委員からは、「訪問看護ステーション予算を一般会計で組んでいるが、病院会計に入れた方が良いのでは」との意見が出され、事務長から「地域連携を病院と訪問看護とで一体的に機能させるためにも病院会計に入れた方がいいかもしれない。検討する」との回答がありました。また、この訪問看護ステーション事業については、「看護師、職員の中でも理解できていないスタッフもいる。訪問看護ステーションも含め、他職種連携の会議は、毎月やってはいるが、なかなか理解が進まない面もある。人事交流も進め、訪問看護は、地域連携の中の組織ということで、4月から運用を始める予定となっている」との発言もありました。引き続き、4つの院内グループで病院改革に向けて、取り組んでいただきたいとの発言がありました。次に、議案第12号、辰野町介護保険特別会計予算について報告します。本予算は、総額18億1,381万5,000円となり、昨年比1,448万1,000円の減額となっています。審査の過程で、「認知症の初期段階での対応が重要だと思うが、施策はあるか」との質問が出され、担当者からは、「認知症初期集中支援チーム委託を予算化した。伊那神経科病院と辰野町とで委託契約を結び、認知症ではあるけれど、医療機関と繋がりが無い住民を12人までチームでケアにあたる。神経科医院の医師と、精神保健福祉士、認知症専門医、看護師、作業療法士の内、保健師、認知症地域支援推進員などでチームを組んで、医療機関へ繋ぐという取り組みをする。平成29年は9人を診る予定で予算

化した、すぐ上限に達したので、平成30年は12人とした」との説明がありました。以上、本定例会、福祉教育常任委員会に付託された平成30年度一般会計予算1件、特別会計予算5件はすべて委員全員一致で可決すべきものと決しました。なお3月16日、中央保育園改修工事、辰野西小学校1、2年トイレ改修工事、複合遊具設置工事、辰野中学校第2体育館改修工事、同第3校舎雨樋補修工事、以上3箇所の現場審査を行いました。担当職員立会いのもと、説明を受け、計画の必要性を確認いたしました。以上、福祉教育常任委員会の審査結果の報告といたします。全議員の賛成をいただき、了承いただくようお願い申し上げます。以上です。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいまの審査結果報告の中に、要望事項等がありましたので、町長より答弁を求めます。

○町長

ただいま両委員会の方から、要望事項等がありましたのでそれぞれについて、お答えしてまいりたいと思います。まず、総務産業常任委員会の方からまず1つ目に、小規模企業振興条例の制定について、ご要望がありました。これにつきましては、小規模企業振興基本法が、まあ平成26年6月27日に公布されまして、平成28年度及び29年度の2ヵ年にわたり辰野町商工会から、小規模企業振興基本条例の制定要望がなされました。小規模企業振興基本法では、地方公共団体においても小規模振興に関する施策を策定実施する責務が明記されるとともに、小規模企業が自立的で豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。また、自治体や商工会などの関係者は、小規模企業の振興に関する施策が、効果的かつ効率的に実施されるよう適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら、協力するよう努めなければならないと定められました。

こうした背景を踏まえまして、私が選挙公約に掲げました、産業振興の担い手である小規模企業の皆様の持続的発展を図るために、辰野町小規模企業振興基本条例制定に向けた調査審議を進めてまいりたいと考えております。審議の場は商工業振興に関する町の諮問機関であります辰野町商工業振興審議会とし、他市町村の事例等を踏まえ、各方面からのご意見を伺いながら、丁寧に検討を進めてまいりたいと思います。平成30年度の審議会に諮り、広く意見をいただきながら31年度の制定に向けた審議を開始したいと考えておりますので、議員各位のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして2点目の道路網計画調査検討の推進についてでございます。こちらにつきましては、道路の必要性と重要性を考慮した新しい道路網計画を作るにあたり、実施計画と連携した道路の計画整備を時間管理し、より開かれた計画作りを進めていこうと考えます。辰野駅前前の地区計画策定や都市計画道路の見直しで、県との協議をしながら、まずは町内17区の道路状況や課題について調査を行い、役場庁内にて道路網計画の素案について検討して行きます。

続きまして、福祉教育常任委員会から2点ございました。まず、保健福祉センターの今後の利用についてでございます。保健福祉センター1階の今後の利用については、まあ町内、保健福祉医療連絡会のプロジェクトチームで検討を重ねております。保健福祉センターは、これまで町の福祉や健康を推進する拠点としての役割を果たしてきましたので、プロジェクトチームの検討の中では、まあ当初から今後も保健・福祉・医療の関連事業をまず考えたいとの方向性を持っております。利用者の増加や場所が手狭になったことから、地域活動支援センターや就労支援センターの拡張を望む声も聞いております。また、介護予防や認知症対応の充実を望む声も聞いております。今日国の施策として、地域共生社会を実現するために、制度・分野毎の縦割りや、支えて、受けて、という環境を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画したり、世代や分野を越えて繋がることによって、地域をともにつくっていくことが求められております。いろいろな要望を聞く中で、利用者、住

民のニーズや辰野町に求められているものを見極め、また地域共生社会に対応する場としての使い方も一考しながら、保健福祉センターの今後の活用を検討してまいりたいと考えております。

最後に赤十字奉仕団についてでございます。辰野町赤十字奉仕団には、非常時の心得として、辰野町内に地震、火災、風水害等の災害が発生し、奉仕団活動の必要を生じた時には、町及び消防団、消防署、あるいは各区長、消防団各分団等と連絡を取りまして、適切な指示により出動するという定めがあります。また、非常時に備えて、地区内を把握して安全の確保を常時心がけるといったことも団員の心得としてございます。こうしたことから地元消防団や区との関係が深くなっていると思われれます。しかしながら団員を選出していただく区や常会から団員の選出に大変苦慮していることを聞いております。このような声を聞く中で、奉仕団は行事数を徐々に減らしたり、訓練内容を簡素化したり、時間を短くするなどの負担軽減を行ってきました。また、奉仕団では昨年2月と本年2月に、各区分団における奉仕団本来の活動、地元区に関係する活動、消防団に関係する活動について実態調査を行い、今後の分団長会で、まずは自らの活動内容を見直す予定であります。しかし現役の幹部からは、率直な意見が出ない、内部からは意見が出しにくい、具体策は見出せないということになれば、外部の意見を聞くためにもあり方検討会のようなもので、検討することも必要であると考えております。以上でございます。

○議 長

次に委員長報告の行われました日程第7、議案第1号から日程第8、議案第12号までについて、一括して討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより採決いたします。はじめに議案第1号、平成30年度辰野町一般会計予算についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり決するにご異議あり

ませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって第1号、平成30年度辰野町一般会計予算については委員長報告のとおり可決されました。次に議案第2号、平成30年度辰野町上水道事業会計予算。議案第3号、平成30年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成30年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第5号、平成30年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第6号、平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第7号、平成30年度辰野町国民健康保険特別会計予算。議案第8号、平成30年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算。議案第9号、平成30年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。議案第10号、平成30年度町立辰野病院事業会計予算。議案第11号、平成30年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算。議案第12号、平成30年度辰野町介護保険特別会計予算、以上11議案についてを一括採決いたします。お諮りいたします。本案に対する各委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第12号につきましては、委員長報告のとおり可決されました。日程第9、議案第25号、平成29年度辰野町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。はじめに質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより議案第25号、平成29年度辰野町一般会計補正予

算（第7号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第25号、平成29年度辰野町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。日程第10、議案第27号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

○堀内（13番）

11ページをご覧いただきたいと思います。水処理センターの関係ですけれども、需用費の関係で、光熱費関係約600万、薬品材料の関係が約200万くらいのマイナスという形の予算が組まれてます。現在もB-DASHを含めて動いていると思いますが、世の中今、光熱費関係については、電気料も含めて非常にまあかかる状況になってるかと思いますが、これはさっき言ったB-DASHも含めてた内容で、マイナスになる要素があったのか、あるいはほかの要素があるのかお尋ねいたします。

○建設水道課長

はい。お答えします。本年のですね、光熱水費の関係は、B-DASHの検体というか実証研究により、見込まれた電気料だったわけなんですけれども、実証研究の結果、まあ節約できたというか、そういう形でありますので、不用減額を載ささせていただきました。以上でございます。

○議長

よろしいですか。そのほか質疑討論行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

これより議案第27号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。日程第11、議案第29号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

○堀内(13番)

10ページのところの保険給付費の関係、一般会計の療養費が約3,700万。高額医療費の関係が1,200万の増額という形の状況に対して、12ページのところの内容を見ますと、これは共同事業拠出金ですけれども、約1,000万くらいのマイナス減額、あと保険財政共同安定化事業拠出金の方が約4,200万ということでかなりの高額ですね、マイナスになっているという形の状況あります。この辺で最初の増額と減額との関係の対応を含めた状況と現状どうであるかお尋ねいたします。

○住民税務課長

ただいまの堀内議員の質問にお答えします。第2款、保険給付費でございます。一般保険者療養給付費3,700万、それから一般保険者高額療養費1,200万円の増額につきましては、9月頃からのまあ高額な治療、薬剤の治療ですね。それから10月、12月に難易度の高い緊急手術等の治療に関する負担金について、増額への対応でございます。また、7款、12ページでございますけれども、共同事業拠出金の減額につきましては、長野県国保団体連合会により、高額医療共同事業等実施しております。高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和することを目的とした事業でございますけれども、そちらに辰野町が拠出したものでございますけれども、年度末において、事業費が確定したための減額でございます。以上でございます。

○議 長

ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第29号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第29号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。日程第12、議案第30号、平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第30号、平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第30号、平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。日程第13、議案第33号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第33号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第33号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。ただいまより暫時休憩いたします。なお再開時間は3時30分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。3時30分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 15時 20分

再開時間 15時 30分

○議長

休憩前に引き続き、再開いたします。日程第14、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。請願第2号、「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する請願。請願第3号、主要農産物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書。以上3件について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、熊谷久司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（熊谷）

本定例会初日に当委員会付託されました陳情第1号、請願第2号、第3号の3点についての審査結果を報告いたします。陳情第1号、及び請願第2号については、3月15日午後4時から、請願第3号については、3月14日午後4時20分から総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下その概要を報告いたします。陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求

める意見書の採択を求める陳情について報告いたします。審査における意見は1、中小企業・小規模企業は最低賃金を1,000円に引き上げた場合、やっていけない現実がある。また都会と地方の生活費を比較した場合、相当な格差がある中で、全国均一にすることはできない。2、生活保障水準を維持するためには、時給1,000円以上が必要である。その根拠は1日8時間を月20日働き、時給1,000円とすると、16万円になる。3、松本の大型店では1,500円と言われている。時給で決まるものである。4、中小企業の規模範囲は相当広いものだ。支援策が必要なのは、小規模企業である。以上の意見が出されました。採決にあたり、一部採択を加える提案があり、賛同者もあったため採択・不採択・一部採択の3通りの採決になり、その結果、採択2、一部採択4で一部採択にすべきと決しました。なお、別途意見書を発議しますので、ご賛同をお願いいたします。請願第2号、緊急事態条項を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する請願について報告します。審査における意見は1、まだ国会に提出されていない段階で、この意見書提出には反対である。2、すでに災害関連法と有事関連法がある中で、この条項が憲法に載ってしまうと、総理の判断にすべてを委ねる形になってしまう。地方自治体市長の判断も有効にすべきである。3、東日本大震災では、実際に混乱した事実があり、この条項が必要である。4、ドイツではワイマール憲法の非常事態の緊急措置権に基づいて、全権委任法ができ、巨大な権限を首相に与えたためヒトラー政権が誕生した歴史がある。以上の意見が出され、採決の結果、賛成3、反対4で不採択にすべきと決しました。陳情第3号、主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願について報告いたします。審査における意見は1、民間企業が参入することは良いが、外国製品の遺伝子組み換えのもの等が入ってくるのが心配である。そのため国のルールを国のルールとして歯止めをかける必要がある。2、農協関係がこのことに関してノーコメントであるのは、問題ではないか。3、すでに廃止法案が可決成立してしまっているため、新たな法整備は困難である。4、長野県は県がこれまでと同様の

役割を果たすことを規程した基本要綱を策定する方針を示している。このように種子法廃止の体制ができつつあるので、県の動向を注視していきたい。以上の意見が出され、さらに趣旨採択の提案が出され、賛同者もあったため、趣旨採択にすべきかどうかの表決になり、その結果、趣旨採択に賛成が5、反対が1で趣旨採択にすべきものと決しました。陳情1件、請願2件の委員会審査は以上のとおりでございます。

○議長

ただいまの委員長報告に対し、陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は一部採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり一部採択と決しました。次に請願第2号、「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する請願について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

○向山（２番）

私は「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する請願を採択しないという委員長報告に反対し、この請願を採択すべきだとの立場から討論に参加いたします。まず、この間の当議会における経過を述べておきたいと思います。２年前の６月定例会において、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書が提出されました。この意見書は今回の請願とは全く反対の論旨でした。この陳情に対して、私達14人の議員からどなたからも異論がでることなく、不採択となりました。つまり緊急事態基本法は制定する必要がないとの議決がされています。それが、今回は委員会で逆の結論となりました。残念であります。今回、憲法に緊急事態条項を設けないことを求める請願が、なぜ出されたのか。それは言うまでもなく国会の憲法調査会において、緊急事態条項の新設を含む検討が、急ピッチで進められているからであり、それは安倍首相が再来年2020年に新たな天皇と新たな憲法のもとに、東京オリンピックを迎えるのだという安倍首相の極めて強い個人的な思いが根底にあるからだと指摘せざるを得ません。そもそも憲法改正問題は、国権の最高機関である国会に対して、首相が期限を切って結論を迫るような問題ではないと考えます。国民の代表である国会が自ら、落ち着いた雰囲気の中で、まさに熟議を重ねて、結論を得るべき課題です。その上で、今検討が進められている緊急事態条項について、これまでの経過から自民党案がベースになることは、容易に考えられることですから、自民党案をベースに問題点を指摘したいと思います。第1に、そもそも緊急事態条項を憲法に盛り込む必要がないということでもあります。例えば地震などの大規模災害に対しては、既存の災害対策基本法や、災害救助法で対応できるものであり、事実請願書にも述べられているとおり、２年前に共同通信社が東日本震災関係自治体の首長に対して行ったアンケートの結果が、そのことを如実に物語っています。つまり緊急事態条項がなかったことによる人命救助に支障がなかったと答えたのが回答者42人中41人、実に98%。復旧に関しても支障がなかった

と答えたのが39人であります。現場で混乱は起きておりません。首長が求めているのは、既存法令の改善、国から地方への権限委譲強化であることが明らかになっています。東日本大震災ではもう1つ、福島第1原子力発電所の事故の問題があります。実は大規模津波による被害が想定指摘されていたにも関わらず、それを無視していたことが明らかになっています。想定外の事故ではなかったのであります。そして現行の原子力災害対策特別措置法によって、原子力緊急事態宣言が発令され、未だ解除されずに、現在に至っています。憲法の緊急事態条項がなくても、あの未曾有の大災害に対しても対応しているわけであります。緊急事態条項として、内乱等による社会地図への混乱が示されていますが、等の中にはストライキや金融不安まで拡大される恐れがあります。その他法律で定める緊急事態とまで掲げていますが、企業倒産の増加や伝染病の蔓延まで、法律で何でも規制できることになってしまいます。そして、2年前と大きく異なる状況として、北朝鮮情勢が語られています。確かに北朝鮮によるミサイル発射や核実験は大きな不安をおおる要素になっていますし、許されることではありません。しかし、北朝鮮が主張しているように、あの国の敵国はアメリカ合衆国であります。そのためにアメリカ本土にまで届くミサイル開発に躍起になっています。その米国の基地が日本にたくさんあるから、つまりアメリカの軍事戦略に巻き込まれる形で、我が国の安全が脅かされているのであって、この不安は平和外交を積み重ねることによって、解消すべき事柄であります。これら憲法で定めるといふ緊急事態の概念が曖昧であること、これが第1の問題点です。そして第2の問題点は、緊急事態に対する権限の過度な集中です。内閣は国会の同意なしに緊急事態宣言を発令できますし、その上で法律と同様の効力を持つ政令を発することが出来ます。さらには国会議員の任期を無制限に延長できることとなります。しかし今の憲法では、衆議院が解散している場合において、国の緊急の必要がある場合、衆議院の緊急集会を開くことによって、対応できるようにきちんと規定しています。緊急事態だからといって、議員の任期を無制限に延長する必要もありませんし、法律と同等の政令を発する権限を与える必要もありません。

また、国民主権、基本的人権の尊重は憲法の基本原則であり、侵すことのできない永久の権利と定められています。これらをすら奪うことが可能になってしまいます。諸外国にも、緊急事態条項や非常事態宣言、戒厳令の規定がありますが、いずれも内閣の権限に対して極めて抑制的です。フランスやドイツ、韓国においてもこれらの規定は抑制的に改められてきていますし、我が国は実はこれに逆行し、これらの国よりもより強権的な規定を目指しているわけであります。戦前において民主的憲法として、高く評価されていたドイツのワイマール憲法の下において、ヒトラーがナチスを率いて独裁体制を築きあげたのが大統領緊急令にはじまり、いわゆる授権法に至る合法的な手続きによってなされたことは、歴史の事実として有名ですが、これを単なる事実として捉えるのではなく、今に生きている教訓にしていかなければなりません。1946年、我が国では今の憲法を制定するための帝国議会の論議の中で、当時の金森国務長官はこの緊急事態条項について、「1. 国民の権利擁護のためには、非常事態に政府の一存で行う措置は極力防止すべきこと。2. 非常時に乗じて政府の自由判断が可能な仕組みを残しておくこと、どれほど精緻な憲法でも破壊される可能性があること。3. 憲法上準備されている臨時国会や参議院の緊急集会（衆議院の解散中に緊急で開催する）、先ほど私が申し上げたことですが、この緊急集会で十分であること。4. 特殊な事態に対しては平常時から立法等によって対応を定めておくべきこと」、という4つの理由から緊急事態条項を現憲法に導入しないことを明確に答弁しています。緊急事態条項を憲法に定めるべきではないことを、それは72年前の答弁の中に端的に述べられていることを申し上げて、委員長報告に反対する私の討論とします。

○議長

次に委員長報告賛成者の発言を許可します。

○宮下（10番）

私は委員長報告に賛成の立場から賛成意見を述べさせていただきます。請願理由は、自由民主党憲法改正推進本部による平成29年12月20日、「憲法改正に関する論

点取りまとめ」公表に対し、緊急事態に関する条項を新たに憲法に設けないこととする意見書提出要請ですが、この請願文中、1の自民党の改憲草案は平成24年に草案されたものであり、請願内容は平成29年12月20日公表の論点の取りまとめと過去の平成24年草案を混同させた内容であり、現段階では自由民主党憲法改正推進本部及び衆参両院の憲法審査会で、修正など議論中であります。その内容を今後見守る必要があります。今後内容がどう変わるかわかりません。憲法審査会等の結論を待ち、公表された上で内容を厳密に精査し、改めて議論すべきと考えます。以上により総務産業委員長報告に賛成いたします。

○議長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより請願第2号、「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する請願についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。請願第2号、「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する請願についてを採択することに賛成の方は起立願います。

(起立 4人)

○議長

起立少数です。よって本件は不採択と決しました。次に請願第3号、主要農産物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書に提出に関する請願書について、質疑を行います。

○根橋 (11番)

1点だけ質問したいと思いますが、いろいろ意見があった中で、最終的に趣旨採択ということに決したということですが、まあ趣旨採択ということは趣旨はまあ理解できると。しかしまあ意見書は提出しないというふうに理解するわけですけども、

そういう形で意見書を今回その提出しないというふうに、ことに対してそういうふうになったの、特に特段の意見というのがあるのかどうかお伺いします。

○総務産業常任委員長（熊谷）

趣旨採択にすべきその理由について明確な意見はございませんが、まあ端的に一部というより趣旨は賛同できるが、採択まで及ばないというまあ出てきた意見の中で、あれですね、まあ県はそのこの廃止後の体制をきちんと体制を作りつつあるので、それを見守りたいといった主張が、まあこの趣旨採択に結びつくと考えますが、いずれにしても趣旨採択の提案がされ、賛同者が出たためまあ趣旨採択にすべきかどうかについてまず表決いたしまして、結果5対1であったために趣旨採択に決しました。以上です。

○議長

そのほか質疑ございませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

○根橋（11番）

請願第3号、主要農産物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書について、まあ趣旨採択とする委員長報告に反対をし、本請願は採択すべきとの立場から討論をしたいと思います。本請願は昨年4月に成立した主要農作物種子法廃止法の成立に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書を政府と国会に提出するよう求める請願であります。さて、そもそも種子とはどのようなものでしょうか。この植物学的な種子は、まさに種まきをする種として誰でも知ってるところですけども、その歴史的な意味、あるいは経済的な意味について考えることが重要だというふうに思います。例えば、米について考えてみますと、弥生時代に大陸から栽培法が伝わったとされておりますが、持ち込まれま

した米の種子は、必ずしも日本の風土に合わず、収量が少なかったり、冷害に弱いっていうなどからしばしば飢きんに見舞われました。このため我々の祖先はより収量の多いもの、冷害に強いもの、あるいは病気に強いものなどを選抜をし、いわば品種改良を繰り返してきました。名人は専門家が国などの農業試験場等で、気の遠くなるような長い時間をかけて繰り返すことによって、まあ例えばコシヒカリなど優れた品種を作り出してきたわけであります。現在日本には約 300 種の米が栽培されていると言われておりますけれども、各地域に適した品種が作出されて、生産量が安定したおいしいお米が栽培をされております。これからさらにこの品種改良を進めていくためには、様々な特性を持った固有の種が必要であり、これらの種というのは、国民的なまあ宝であって、農業においては重要な遺伝資源であるというふうに言えると考えます。次に経済的な意味について考えてみますと、例えばスイートコーンの種は、現在はほとんどが雑種 1 代品種、いわゆる F 1 品種であり、しかもほとんどが、アメリカなど外国産です。F 1 品種という植物は、自家採取ができないために、高額な種を毎年購入しなければならず、すでに多くの種が種を扱う多国籍企業の支配下にあり、農業者は限られた品種の高い種を毎年その企業から買い続けなければなりません。品種の改良と種子の生産は、個人の農民では技術や費用面で限界があるため、戦後国は主要食料の種子の安定的な生産と普及を果たすために、主要の農作物、種子、種子法を制定し、公費を投入して新しい品種の作出と種子の安定的な確保をしてまいりました。地方自治体も国が技術的、資金的支援を受けて、農業試験場等において、地域に適した、そして安価な種子の作出と供給を行ってきたわけであります。長野県農業試験場もムギやコメの品種改良で、大きな成果を上げてきており、最近では米の新品種である「風さやか」が話題となってきました。政府は今回の主要農作物種子法廃止にあたって、国及び公共団体の取り組みが、民間の品種開発意欲を阻害していると説明していますが、この意味を正確に読み解くには、民間という文言を多国籍企業と置き換える必要があります。

「種子を制するものは世界を制する」という言葉があります。アメリカ政府や多国

籍大企業はすでに世界中の種子、特に農産物の種子を独占的に収集していると言われており、トウモロコシなど野菜の次はコメ、コムギ、ダイズなど主要食糧の種の生産販売の独占を狙っていると言われていています。さらには遺伝子組み換え種子の作出などにより、世界の農業を種から支配し、企業が作った品種を主な品種となるような農業生産体系を各国に作り、独占的な価格によって大きな利益を得ようとしています。このことは今回拙速に主要農産物種子法の廃止法案が出された経過が、TPP協定と日米2国間合意に基づいて設置された、規制改革推進会議の農業ワーキンググループが種子法廃止を提案してからだと言われており、その点からでもこの民間企業と言ってる意味は、日本の種苗会社ではなくて、多国籍企業であることは明白であります。要するに主要農作物種子法の廃止がもたらすものは、長年にわたり日本の農民や関係者が努力をし、すべての国民の生物学的、経済的な公共の財産である種子を、一部多国籍企業の私物としてしまうことに道を開くものであり、その結果は農業への支配と収奪を強めるとともに、日本の豊かな自然を活かした多様な農業生産が失われ、農業経営を圧迫するものとなるでしょう。さらには、消費者が安心して、様々な農産物を食べることをができない方向に道を開く、極めて危険な事態をもたらす方向であると考えます。したがって、主要農作物種子法廃止後の国の取り組みについて、廃止法の際の附帯決議という不確かなものではなく、改めて国の責任を明確に担保する法律を今国会において制定するよう今こそ意見書を提出すべきだと考えます。ちなみにこれと同じ趣旨の請願は、長野県議会においてはこの先の2月県議会において、全会一致にて採択し、既に意見書が提出されていますし、伊那市議会も昨日の本会議で可決したようであります。まあ以上から本請願は趣旨採択という曖昧な形ではなくて、採択して速やかに意見書を提出すべきものであると考えます。以上です。

○議長

次に委員長報告賛成者の発言を許可します。

○小澤（1番）

主要農産物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書について、趣旨採択に賛成の立場から討論させていただきます。この主要農産物種子法は食糧増産を目的に戦後まもない昭和27年に制定され、イネ、ムギ、ダイズについて都道府県に種子の品質の審査や種子生産補助の指定、種子の生産に必要な原種や原原種の生産を行うなどの措置を規定しております。この種子法が平成29年4月14日、種子法廃止法案が可決成立し、本年4月1日より廃止となります。この廃止に際し、この請願書は日本の農業と国民の食生活を支えてきたコメ、ムギ、ダイズという主要農産物の種子を100%国産で賄うことを維持してきた法的根拠と、その財源が失われることとなります。とりわけ基幹作物としてのコメは、種子価格の高騰に加え、優良品種の維持や開発の衰退、品種の多様性の喪失など、深刻な影響を受けることが懸念されますとし、請願事項として、主要農産物種子法廃止に際し、食糧主権と食の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するために、新たな法整備と積極的な施策を行うことを求める意見書を政府と国会に提出してくださいというものです。しかし、これらの懸念を背景として、種子法廃止法の附帯決議には、以下の内容が記されています。「種苗法に基づき主要農産物の種子の生産等について、適切な基準を定め、運用すること。2. 主要農産物種子法の廃止に伴って、都道府県の取り組みが後退することのないよう引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた、周知を徹底するよう努めること。3. 主要農産物種子が引き続き、国外に流出することなく、適正な価格で国内で生産されるよう努めること。4. 特定の事業者による種子の独占によって弊害が生ずることのないよう努めること。」等の附帯決議がされています。このように種子法においても、都道府県の責務は重かったわけですが、附帯決議においても引き続き都道府県に種子法の時と同じ責務を求めております。では、長野県の種子法廃止に対しての取り組みはと言いますと、委員長の報告や報道にもありましたように長野県農政部は、これまでと同様の役割を果たすことを規定した基本要綱を作る方針とのことであり、これまでの種子供給の

システムを堅持し、必要な予算の確保に努めていくとし、30年度予算に事業費を計上しております。さらに種子法の対象外となっているソバの種子の供給、普及についても基本要綱に盛り込み、県などの役割を定める予定としているとのことです。したがって、請願書でいうところの新たな法整備や積極的な施策をという要望に答えていると思われることから意見書の提出は必要ないのではとも思いますが、反面、附帯決議は、あくまで努力目標であり、今後その実効性は保障されるものではないことから、請願のいうように懸念も禁じえません。いずれにしましても、この請願は、種子法廃止後の対応に対する請願であり、附帯決議を与し、こうやっていただきたいということに対し、不確定要素が多く、現段階では納得できないと決めつけ、新たな法整備と積極的な施策を求めるわけにもいかず、判断が難しいところです。したがって、内容や趣旨は理解できるが、直ちにこれを執行せよという拘束力を持たせず、今後の状況をみながら、農政に反映させてはどうかという意味から趣旨採択が妥当と判断し、趣旨採択に賛成します。

○議長

ほかにありませんか。

○宇治（7番）

私、討論ではないんですが、採決にあたってですね、ちょっと議長にお願いをしたいんですけども、先ほどちょっと採決は私も勘違いしました。私だけかもしれないんですが、採決のその表現をですね、ゆっくり言うていただくか、もう1回念を2回言うていただくかですね、ちょっとその辺だけお願いしたいと思います。

○議長

注意します。今回は、原案賛成のところと委員長、ありましたので。はい。そのほかありませんか。

（議場 なし）

○議長

討論を終結いたします。これより請願第3号、主要農産物種子法廃止に際し、公

共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書を採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方、委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 8人)

○議長

起立多数です。よって本件は、委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。日程第15、議員提出議案の審議について。発議第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○局長

(発議第1号 朗読)

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより発議第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立をお願いします。

(起立 13人)

○議長

起立多数です。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。日程第16、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり閉会中の継続審査申出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規程により

各委員長、申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町長

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。平成29年度の年度末となり、3月5日開会からの会期中、小学校、中学校、高等学校の卒業式に参列させていただきました。特に昨年4月に辰野町に開校した、つくば開成学園高校の第1回卒業式が先日、松本市内にて開かれました。辰野本校と長野県内5つの学習センターで学んだ生徒158名の清々しい表情は、今でも忘れません。それぞれ就学期間を懸命に過ごし、達成感とともに明日に向かって進む気構えをひしひしと感じました。人口減少、少子高齢化の社会を担っていく卒業生にエールが届くことを信じております。さて、第2回辰野町議会定例会にご提案いたしました、38議案全てを原案どおり可決いただき感謝申し上げます。特に今議会は、30年度予算を決める重要な議会であり、後期基本計画3年目となる平成30年度予算は、辰野プロジェクト未来創造型予算として、これまで実施してきた事例効果を検証し、将来人口規模を見据えた町づくりと、厳しい財政の中でも町民に寄り添った辰野の未来をつくるための投資に繋がる予算をご説明申し上げ、ご審議いただきました。また一般質問では、教育・道路・福祉・産業など町の将来を思い、意見・ご提案をくださった議員各位に感謝を申し上げます。平成30年度も従前にも増して、厳しい財政状況下ではありますが、引き続き議員各位や、町民の皆様の英知をお借りしながら、職員とともども事業を遂行してまいります。各議員におかれましては、益々のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、3月定例会閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。ど

うもありがとうございます。

○議長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして3月5日に開会しました平成30年第2回辰野町議会定例会を閉会といたします。16日間の長丁場、大変ご苦勞様でした。さて、この3月末をもって定年退職されます一ノ瀬元広総務課長、赤羽昇社会福祉協議会事務局長より挨拶をしたい旨の申し出がありました。これを許可いたします。はじめに一ノ瀬元広総務課長。

○総務課長（一ノ瀬）

貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。退職にあたりまして一言御礼を申し上げたいと思います。私は昭和56年に奉職以来、37年間勤務をさせていただきました。平成23年からは課長として、この議場でたくさんの方のことを学ばせていただきました。この経験は尊い思い出になることと思います。議員の皆様には、数々の失礼やご迷惑をおかけしたにも関わらず、暖かいご指導、ご支援をいただき大変感謝しております。さて、ご承知のとおり、少子化、超高齢化社会に進んでいるこの時代、地方の自治体は疲弊し、大変厳しい状況が続いております。辰野町も例外ではございません。大変なことではありますが、町民と町行政が協働により、辰野町の特性を活かした魅力あるまちづくりを進め、いつまでも住み続けたい魅力ある辰野町として、発展することを願っております。結びに町議会の益々のご発展と議員皆様方のご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げご挨拶とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。

（一同 拍手）

○社会福祉協議会事務局長（赤羽）

はい。社会福祉協議会事務局長として議会の方、出席させていただきました。1年間という短い間でしたけども、お世話になりました。本当にどうもありがとうございました。

（一同 拍手）

○議 長

ただいまご挨拶いただきました2名の課長さんに対しまして、議会を代表いたしまして、一言感謝とお礼の言葉を申し上げます。はじめに一ノ瀬総務課長は、今お聞きしますと37年間にわたって役場に奉職され、最後は総務課長として、この町役場の屋台骨を背負っていただきました。本当に堅実な仕事振りが我々の心にも記憶にも残り、そして町の芯を支えていただいたと思います。感謝申し上げます。赤羽社協事務局長におかれましては、福祉の町であるという辰野の最前線立っていただきまして、最後社会福祉協議会をまとめていただきました。本当に感謝申し上げます。お二人ともこのキャリアを活かしまして、これからも辰野町のためにその執権と実力を発揮していただきまして、ぜひ辰野町を支えていただくひとつのお力として今後もお願いしたいと思っております。いずれにしましても、お体に気を付けて、お二人の今後の前途を祈念申し上げる次第でございます。2名の課長さんに再度ですね、拍手をもって感謝と労いをもらいたいと思っております。ありがとうございました。

(一同 拍手)

10. 閉会の時期

3月20日 午後 4時 21分 閉会

この議事録は、議会事務局長 赤羽裕治、庶務係長 田中香織の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 2番

署名議員 3番